

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第一八九号）（総務省）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、介護保険に関する事務に係る大都市に関する特例について、所要の改正を行うこととした。（本則関係）

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（財務省）

1 平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一〇〇円の貨幣の発行枚数を、七八九万六、〇〇〇枚とすることとした。（別表第三関係）

◇関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九一号）（財務省）

関税率法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第一三三号）のうち、外国貿易船等又は外国貿易機等が入出港する際の報告事項について、原則として電子情報処理組織を使用して報告しなればならないこと等に係る規定の施行期日は、平成三一年三月一七日とすることとした。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（厚生労働省）

1 特定身体障害者の範囲を、次に掲げる視覚障害で永続するものがある者に改めるものとした。（第一一条関係）  
(一) 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下の視覚障害  
(二) 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下の視覚障害  
(三) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が五六度以下の視覚障害

(四) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下の視覚障害  
2 この政令は、平成三〇年七月一日から施行するものとした。

法 律

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十五号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第十四項中「次条第十四項」の下に「及び第五十条第八項」を加える。

第五十条第一項中「衆議院（小選挙区選出）議員」の下に「又は参議院（選挙区選出）議員」を加え、「候補者届出政党は」を「それぞれ候補者届出政党又は参議院（選挙区選出）議員の候補者は」に改め、「政見（二）の下に」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、」を加え、「又は候補者届出政党」を「又は次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 候補者届出政党
- 二 参議院（選挙区選出）議員の候補者のうち、次に掲げる者
- イ 第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体で次の(1)又は(2)に該当するもの同条第一項に規定する推薦候補者
- (1) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。
- (2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

口 第二百一条の六第三項（第二百一条の七第二項において準用する場合を含む）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体でイ(1)又は(2)に該当するもの第二百一条の四第一項に規定する所属候補者

第五十条第二項中「候補者届出政党」を「前項各号に掲げるもの」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「参議院議員」を「参議院（比例代表選出）議員」に、「当該公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等、第五項において同じ）」を「それぞれ衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等又は都道府県知事の候補者」に改め、同条第四項中「の放送」の下に「のうち衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者届出政党の放送」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第三項」を「第一項の放送のうち参議院（選挙区選出）議員の選挙における候補者の放送又は第三項」に、「すべて」を「全て」に改め、「候補者」の下に「（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）」を加え、同条第六項中「前各項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 参議院(選挙区選出)議員の候補者のうち第一項第二号イ又はロに掲げる者は、政令で定めるところにより、その者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(1)又は(2)に該当することを証する政令で定める文書を当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に提出しなければならない。ただし、当該選挙と同時に行われる参議院(比例代表選出)議員の選挙において、当該政党その他の政治団体が次に掲げる政党その他の政治団体である場合(政令で定める場合を除く)は、この限りでない。

一 第八十六条の三第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をした政党その他の政治団体  
二 任期満了前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に第八十六条の七第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第五項の規定による届出をしていないもの(同条第三項の規定により添えた文書の内容に異動がないものに限る。)

7 中央選挙管理会は、政令で定めるところにより、前項各号に掲げる政党その他の政治団体に関し必要な事項を、当該参議院(比例代表選出)議員の選挙と同時に行われる参議院(選挙区選出)議員の選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、参議院合同選挙区選挙管理委員会)に通知しなければならない。

8 第一項第二号イ(1)に規定する衆議院議員又は参議院議員の数及び同号イ(2)に規定する政党その他の政治団体の得票総数の算定に関し必要な事項は、政令で定める。  
第九十七条の二第五項中「あらかじめ」を「その者を使用する前(その者を使用する前にこの項の規定による届出をすることができない場合として政令で定める場合にあつては、その者に対して第二項の規定により報酬を支給する前)」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 野田 聖子  
内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条―第五条)
- 第二章 厚生労働省関係(第六条―第十三条)
- 第三章 経済産業省関係(第十四条)
- 第四章 国土交通省関係(第十五条)

附則

第一章 内閣府関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。  
第七十四条の三を第七十四条の四とする。  
第七十四条の二第二項中「同条第二項」の下に、「第七十四条第一項」を加え、「当該災害が発生した市町村の市町村長(以下この条において「災害発生市町村長」という。)」を「災害発生市町村長」に改め、同条を第七十四条の三とする。  
第七十四条の次に次の一条を加える。  
(都道府県知事による応援の要求)

第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第十二条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生した市町村の市町村長(次項及び次条において「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めることができる。

2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。  
第九十二条第一項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改める。  
(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正)

第二条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「その利率を延滞の場合を除き年三パーセント」を、「延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率」に改める。  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「(以下単に「指定都市」を「又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「指定都市等」に、「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第三項中「指定都市」を「指定都市等」に、「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第五項中「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第七項、第八項及び第十項から第十二項までの規定中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

指定都市」を「指定都市等」に改める。同条第七項、第八項及び第十項から第十二項までの規定中「指定都市」を「指定都市等」に改める。